

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和5年8月3日

全国健康保険協会徳島支部長
支 部 長 品 川 晴 旨

1. 調達内容

(1) 調達案件名

令和5年度健康経営取り組み事例集作成業務委託

(2) 調達案件の内容等

仕様書による

(3) 委託期間

仕様書による

(4) 履行場所

仕様書による

(5) 見積方法

見積金額は、総価とする。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。見積金額については、業務を行うために要する一切の諸経費を含めた額とすることとし、見積者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額（税抜額）を見積書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条に規定する次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者。
- ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後3年（全国健康保険協会から競争参加資格停止措置を受けている場合はその期間）を経過していない者。
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

- (カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
 - ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (3) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）で資格の有効期間が「令和04年度から令和06年度まで」であり、資格の種類、等級及び営業品目が「物品の製造（その他印刷類）」でA、B、C又はD等級以上に格付けされ、競争参加地域が「四国」の地域について有効である競争参加資格を有するものであること。
- (4) 競争参加者は次の資格を有すること。
 - ① 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
 - ② 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (6) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3. 仕様書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAXにて受け付ける。

(1) 受付先

全国健康保険協会徳島支部 企画総務グループ 山中
電話 088-602-0251 FAX 088-602-0717

(2) 受付期限

令和5年8月16日（水）午前11:00まで

(3) 回答期限

令和5年8月17日（木）午後5:00までに回答する。

4. 見積書等の提出場所等

(1) 見積書等提出場所及び問い合わせ先

〒770-8541 徳島市八百屋町2-11 ニッセイ徳島ビル7階
全国健康保険協会徳島支部 企画総務グループ 尾崎
電話 088-602-0251

(2) 見積書等の提出期限

令和5年9月4日（月）午後1:00まで

(3) 見積書等の提出方法

競争参加者は以下の書類等を上記4（1）へ郵送または持参するものとする。

① 見積書（経費内訳書） 1部

※本業務を実施するために必要な経費のすべての額を記載した内訳書

② 資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し 1部

③ 保険料納付に係る申立書（別添1） 1部

※別添1には、領収書の写し、納付証明書等、直近1年間の保険料^(注)の納付状況が確認できる書類（健康保険組合加入者は、年金保険料の納付状況が確認できる書類）を添付すること。

(注) 直近1年間保険料とは、令和4年6月分から令和5年5月分の保険料のこと。

④ 実績申立書（別添2）

⑤ 全国健康保険協会の役職員の再就職に関する調書（別添3） 1部

⑥ 暴力団等排除の誓約書（別添4） 1部

(4) 見積書の無効等

① 見積書には、事業所名・代表者名を記載し代表者印を押印すること。記載漏れ、押印漏れ及び判読できないものは無効とする。

② 上記2で示した競争参加資格のない者の見積書は無効とする。

③ 見積提出後の見積書の差替え、変更または取消しをすることはできない。

5. 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、最低価格をもって有効な見積を行った者を落札者とする。

(2) 落札者には、令和5年9月5日（火）までに電話にて連絡することとする。

(3) 最低価格かつ同価格の見積書を提出したものが2人以上あるときは、別途電話にて連絡する全国健康保険協会徳島支部長の指定する日に全国健康保険協会徳島支部にて当該見積者にくじを引かせて落札者を決定することとする。ただし、当該見積をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない全国健康保険協会徳島支部職員にくじを引かせるものとする。

6. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 手続きにおける交渉の有無 無

(5) 詳細は見積説明書による。

以上、公告する。